

第9回防衛施設中央審議会
議事次第

防 衛 省
令和3年4月15日

1 開会

2 議題

(1) 会長の互選等について

(2) その他

3 閉会

(以上)

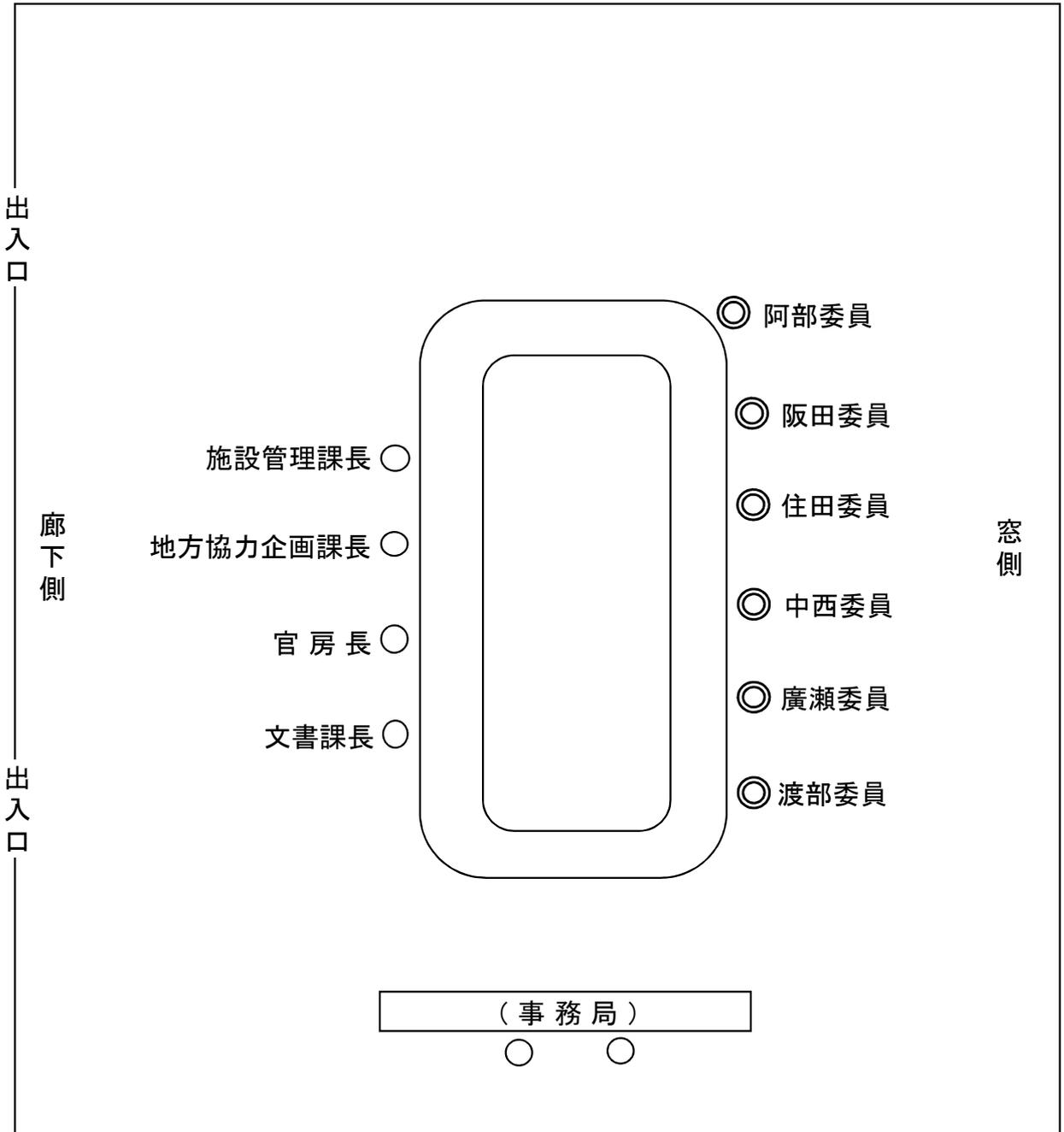
防衛施設中央審議会委員名簿

氏 名	現 職
あべ たつや 阿部 達也 委員	青山学院大学教授
いわま ようこ 岩間 陽子 委員	政策研究大学院大学教授
さかた やすよ 阪田 恭代 委員	神田外語大学教授
すみた ひろこ 住田 裕子 委員	弁護士
なかにし ひろし 中西 寛 委員	京都大学法学研究科教授
ひろせ ゆうこ 廣瀬 祐子 委員	ジャーナリスト
わたなべ つねお 渡部 恒雄 委員	笹川平和財団上席研究員

(五十音順、敬称略)

配席図

A棟11階第1省議室



○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（設置）

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上覧に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称		法律
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三十号）	
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）	
捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七号）	

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）（抄）

（土地等の使用又は収用）

第三条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる。

（土地等の使用又は収用の認定）

第五条 防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

（土地等の返還及び原状回復の制限）

第十一条 地方防衛局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができるものと認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

3 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならない。
2 土地等を原状に回復しないで返還する場合において、建物の使用中に有益費が費されたことに因り、その建物の所有者に利得

が生じているときは、利得の存する限度において、これを国に納付させることができる。
(第四項 略)

(異議の申出)

第十二条 前条第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同条第二項の規定による損失の補償又は同条第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し異議を申し出ることができる。
2 防衛大臣は、前項の異議の申出に対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

(土地収用法の適用)

第十四条 第三条の規定による土地等の使用又は収用に関しては、この法律に特別の定めのある場合を除くほか、「土地等の使用又は収用」を「土地収用法第三条各号の一に掲げる事業」と、「地方防衛局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「国土交通大臣の行う事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」とみなして、土地収用法の規定(第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条、第十五条の十四から第二十八条まで、第三十条、第三十条の二、第三章第二節、第三章の二、第三十六条第五項、第三十六条の二第四項、第四十二条第四項から第六項まで、第五章第一節、第八章第三節、第二百二十五条第一項並びに第二項第二号、第四号及び第五号、第四百三十九条から第四百三十九条の三まで並びに第四百四十三条第五号の規定を除く。)を適用する。
(第二項及び第三項 略)

(緊急裁決)

第十九条 収用委員会は、駐留軍の用に供するため第五条の規定による認定があつた土地等のうち認定土地等を除くもの(以下「特定土地等」という。)に係る明渡裁決が遅延することによつて当該特定土地等の使用又は収用に支障を及ぼすおそれがある場合において、地方防衛局長の申立てがあつたときは、第十四条の規定により適用される土地収用法第四十八条第一項各号及び第四十九条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決をすることができる。

(第二項及び第三項 略)

4 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その申立てがあつた日から五月以内(第十四条の規定により適用される土地収用法第四十二条第二項の規定による縦覧期間の満了の日の翌日以後に申立てがあつたときは、二月以内)に裁決をしなければならない。
(第五項 略)

(防衛大臣への事件の送致)

第二十二条 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長の申立てがあつたときは、収用委員会は、第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らな

ければならない。

(第二項から第六項まで 略)

(裁決の代行)

第二十三条 防衛大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 地方防衛局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件が送られない場合において、同項の規定による申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 防衛大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。

(第四項から第六項まで 略)

7 第一項又は第三項の規定により防衛大臣が裁決を行う場合においては、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。

(却下の裁決の取消しの特例)

第二十四条 防衛大臣は、第十九条第一項の規定による申立てがあつた事件に係る収用委員会の却下の裁決を審査請求に対する裁決により取り消す場合において、必要と認めるときは、併せて、収用委員会に対し使用若しくは収用の裁決をすべきことを指示し、又は自ら使用若しくは収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行うことができる。ただし、防衛大臣は、使用又は収用の裁決の指示を行つたにもかかわらず収用委員会が却下の裁決をした場合でなければ、自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行つてはならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により防衛大臣が自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項の請求を受けたときは」とあるのは、「次条第一項の規定により自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行おうとするときは、あらかじめ」と読み替えるものとする。

(防衛施設中央審議会)

第三十条 第十二条第二項及び第二十三条第七項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五号)第十七条の規定によりその権限に属させられた事項を審議させるため、防衛省に防衛施設中央審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第三十一条 審議会は、委員七名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て防衛大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員については、再任を妨げない。ただし、十年を超えて委員の職を継続することはできない。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(政令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）
（抄）

（審査請求の手續における諮問）

第十七条 防衛大臣は、給付金の支給に関する処分又はその不作為についての審査請求に対して裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会に諮問しなければならない。

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

（第二項及び第三項 略）

（裁決申請書）

第四十条 起業者は、前条の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、裁決申請書に次に掲げる書類を添付して、これを収用委員会に提出しなければならない。

（第一号 略）

二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

（ロからへまで 略）

（第三号 略）

（第二項 略）

（裁決申請書の欠陥の補正）

第四十一条 第十九条の規定は、前条の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十条」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

(裁決申請書の送付及び縦覧)

第四十二条 収用委員会は、第四十条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に係る部分の写を当該市町村長に送付するとともに、添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(第三項から第六項まで 略)

(権利取得裁決)

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
 - 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
 - 三 権利を取得し、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)
 - 四 その他この法律に規定する事項
- (第二項から第五項まで 略)

(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償
 - 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡しの期限」という。)
 - 三 その他この法律に規定する事項
- (第二項 略)

○ 防衛施設中央審議会令 (平成十一年政令第三百六十号)

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)第三十二条の規定に基づき、防衛施設中央審議会令(昭和三十七年政令第四百十一号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(会長の職務の代理)

第一条 防衛施設中央審議会(以下「審議会」という。)の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(議事)

第二条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第三条 審議会の庶務は、防衛省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五号)第十七条の規定により防衛大臣が諮問する事項に係るものについては、防衛省大臣官房文書課及び防衛省地方協力局補償課において共同して処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○ 防衛施設中央審議会運営規則(平成十三年四月十七日)

(通則)

第一条 防衛施設中央審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、防衛施設中央審議会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長の招集)

第二条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。
2 会長は、あらかじめ、議案の件名、会議の日時及び場所その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第三条 委員は、招集を受けた場合において、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会長)

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(特定の事項についての調査)

第六条 会長は、必要と認めるときは、特定の事項について、会長の指名する委員に調査させることができる。

(会議の公開)

第七条 会議は公開することを原則とし、特段の理由がある場合に審議会は当該会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第八条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、公開することを原則とし、特段の理由がある場合に審議会は当該議事録を非公開とすることができる。

3 前項により、議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに議事要旨を作成し、公開するものとする。

(補則)

第九条 この規則に規定のない事項は、会長がこれを定める。